年　月　日 ～ 年　月　日		年　月	
年　月　日 ～ 年　月　日		年　月	
年　月　日 ～ 年　月　日		年　月	
	合計年数	年　月	

備考１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２．勤務記録事項欄については、人事異動通知書等に記載された発令事項（所属、役職）のうち、情報処理の促進に関する法律施行規則第１条第１号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示第１条各号に掲げる要件に該当する事務のみを記載すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百二十八号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する経済産業大臣の認定等について次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示

（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等）

第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院、大学（短期大学を除く。）又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第十条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業することが見込まれる者であって、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。

２　前項に規定する者に対しては、規則第二条第一項第二号に規定する科目を免除する。

（学科等の認定の申請）

第二条　前条第一項の学科等の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類及び使用する教材（履修計画に係るものに限る。以下本条及び第五条第一項において同じ。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請に係る学科等の名称及び設置場所

二　申請に係る学科等の運営実施体制

三　申請に係る学科等の教育課程

四　履修計画

五　使用する教材の名称及び概要

六　修了認定の基準

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（欠格事由）

第三条　第九条の規定により学科等の認定を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しない者は、第一条第一項の学科等の認定を受けることができない。

（手数料の納付）

第四条　第二条の規定による申請を行おうとする者は、手数料として七万七千円を国（機構が支援士試験事務を行う場合にあっては、機構。）に納付しなければならない。

２　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第十一条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

３　第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（学科等認定の基準）

第五条　経済産業大臣は、第二条の学科等の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一　申請に係る学科等の教育課程の適正な運営及び修了認定の公正な実施のための体制が整備されていること。

二　履修計画が、別表の上欄に掲げる分野ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる項目について、同表の下欄に掲げる項目数及び履修時間を履修するものとなっていること。

三　使用する教材が履修計画の内容に沿ったものであること。

四　修了認定の基準が適切に定められていること。

２　前項の認定の有効期間は、認定した日から起算して四年とする。

（学科等の認定の通知等）

第六条　経済産業大臣は、前条の学科等の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一　当該認定を受けた者の名称及び住所

二　当該認定をした年月日

三　学科等の名称及び設置場所

（修了認定を受けた者の報告）

第七条　第五条第一項の学科等の認定を受けた者は、認定学科等に属する者が履修計画を修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から三月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該修了認定を行った認定学科等の名称及び設置場所

二　当該修了認定を行った年月日

三　当該修了認定を受けた者の氏名並びに生年月日

（学科等の変更の届出）

第八条　第五条第一項の学科等の認定を受けた者は、第二条各号に掲げる事項（認定学科等に係るものに限る。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。